

平成 26 年 1 月 8 日

海事局外航課

産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について

商船三井客船株式会社から提出されました「事業再構築計画」について、平成 25 年 12 月 26 日付けで認定を行いました。

1. 事業再構築計画の認定

商船三井客船株式会社から平成 25 年 12 月 16 日付けで提出された「事業再構築計画」について、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 5 条第 6 項の規定に基づき審査した結果、同法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する事業の構造の変更及び同項第 2 号に規定する事業革新を行う者として、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、平成 25 年 12 月 26 日付けで事業再構築計画認定を行いました。

2. 事業再構築の実施期間

開始時期 平成 25 年 12 月 ～ 終了時期 平成 28 年 3 月

3. 申請者の概要

名 称：商船三井客船株式会社

資 本 金：100,000,000 円

代 表 者：代表取締役社長 小林 求

本店所在地：東京都港区赤坂一丁目 9 番 13 号

<問い合わせ先>

海事局外航課 佐藤、内藤

TEL 03-5253-8111 (代表) (内線 43365, 43333)

5253-8618 (直通)

FAX 03-5253-1645